昭和四十五年度	四・九七八
昭和四十六年度	四・六六六
昭和四十七年度	四・三七一
昭和四十八年度	四・〇九一
昭和四十九年度	三・八二六
昭和五十年度	三・五七四
昭和五十一年度	三・三三六
昭和五十二年度	三・一一〇
昭和五十三年度	二・八九五
昭和五十四年度	二・六九二
昭和五十五年度	二・五〇〇
昭和五十六年度	二・三一七
昭和五十七年度	二・一四四
昭和五十八年度	一・九八〇
昭和五十九年度	一・八二五
昭和六十年度	一・六七八
昭和六十一年度	一・五三八
昭和六十二年度	一・四〇六
昭和六十三年度	一・二八〇
平成元年度	一・一六二
平成二年度	一・〇四九
平成三年度	〇・九四二
平成四年度	〇・八四一
平成五年度	〇・七四五
平成六年度	〇・六五四
平成七年度	〇・五六八
平成八年度	〇・四八六
平成九年度	〇・四〇八
平成十年度	〇・三三五
平成十一年度	〇・二八四
平成十二年度	〇・二三四
平成十三年度	〇・一八七
平成十四年度	〇・一四一
平成十五年度	〇・一二四
平成十六年度	〇・一〇九
平成十七年度	〇・〇八九
平成十八年度	〇・〇七一
平成十九年度	〇・〇五五
平成二十年度	〇・〇四一
平成二十一年度	〇・〇二八
平成二十二年度	〇・〇一六
平成二十三年度	〇・〇〇七

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十六号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項及び第二項、第六十三条第一項及び第二項並びに第八十二条並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条の規定に基づき、雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百四条第一項第一号ロ(1)中「被保険者を、」の下に「公共職業安定所又は」を、「をいう」の下に「。以下この(1)において同じ」を、「までの間」の下に「又は定年に達した日から改正前継続雇用制度（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十八号）附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第二項に規定する制度をいう。）の対象となる高年齢者に係る基準に該当しないことにより離職する日までの間」を加え、同号ロ(6)中「当該雇入れの日」を「支給申請を行つた日の前日」に改め、同項第二号イ中「雇用されている者」の下に「（前号イ(2)(i)の措置の対象となる労働者にあつては、支給申請を行つた日の前日において当該事業主に雇用されている者）」を加え、「五百万円」を「一千万円」に改める。